

令和7年度

新潟市 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業

補助金申請の手引き

本市に居住または居住を予定している住宅に太陽光発電設備や定置用蓄電池、V2H充放電設備、燃料電池（エネファーム）を設置する個人に、その費用の一部を補助します。

この手引きは、補助金申請の手続きと申請書等の作成について説明するものです。申請にあたって必ず内容をご確認ください。

補助金の概要

対象となる住宅	- 市内の戸建住宅（既存）、または実績報告書の提出までに工事が完了する住宅（新築） - 店舗、事務所等住居以外の部分がある場合は、面積の過半が住居部分であるもの
対象となる方	- 対象となる住宅に既に住民票がある個人、または実績報告書の提出までに住民票がある個人 - 市税に未納のない個人
工事業者の要件	市内に本社、本店、支店もしくは営業所がある法人、または市内に住所がある個人事業主

対象設備と補助金額の概要

対象設備	補助金額
太陽光発電設備 ※家庭用	2万円/kW（上限10万円）パネル公称最大容量合計
定置用蓄電池	1万円/kWh（上限10万円）
V2H充放電設備	定額10万円
燃料電池（エネファーム）	定額5万円

※過去に同じ設備の補助金交付を受けた方は申請できません

申請受付窓口・問合せ先

新潟市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室
025-226-1357（直通）
kansei@city.niigata.lg.jp
新潟市役所本館2階（951-8550 中央区学校町通1番町602-1）

1. 補助金交付までの手続きの流れ

①交付申請	- 補助金交付申請書に添付書類を添えて、郵送または窓口いずれかで提出してください。 - 申請内容を審査し、必要に応じ現地調査をすることがあります。
③補助金の交付決定	- 審査後、支障がない場合は、補助金の交付決定通知書を送付します。 - 補助金の交付申請受付（申請書類が揃ってから）から、約2週間（申請月が4、5月分で申請が多い場合は約3週間）かかります。 - 予算の上限に達し次第、申請受け付けを終了します。終了はホームページで公表します。
④ 工事の着手	<u>必ず交付決定通知を受けてから工事に着手してください。</u>（※） 事前に着手した場合、補助金の支払いはできません。 - 必要に応じ写真撮影を求めるなど、補助金の交付に条件がつく場合がありますので交付決定の内容をよくご確認ください。 ※工事の着手とは対象設備の本体据付け時点を指します。対象設備に係る配管配線工事や架台取付金具設置工事、住宅の新築工事や対象設備以外の工事については事前に着手して構いません。 <u>※交付決定通知書は「申請者」に郵送します（代行者ではありません）</u> - 設備設置前の状態の写真が必要になります。忘れずに撮影してください。
⑤工事の完了	新築の場合、実績報告書の提出までに住民票の異動が必要です。
⑥実績報告書の提出	- 工事完了後、必要な書類を添付し、速やかに実績報告書を郵送、窓口、いずれかで提出してください。 - 令和8年3月13日（金）までに実績報告書が提出されない場合、補助金は交付されません。 - 実績報告の内容を審査し、必要に応じ現地調査を行うことがあります。
⑦補助金交付額の確定	審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。
⑧補助金の支払い	- 指定の口座に補助金を振り込みます。 - 実績報告書の提出から2か月程度かかります。

★ご注意ください★

各提出書類に不備がある場合は受付できないことがあります。
交付決定通知書は、代行者ではなく申請者に郵送します。

2. 対象住宅、対象者の要件

【対象となる住宅】

市内に存する専ら居住の用に供する戸建住宅又は戸建住宅の部分

住宅の建て方	対象設備の設置場所	備考
 戸建住宅	敷地内	・住宅やカーポートの屋根、敷地内の地面等に設置 ・既に対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合は不可

★店舗、事務所等住居以外の部分がある場合は面積の過半が住居用であるものを含みます。

★実績報告書の提出までに新築工事が完了するものを含みます。

【対象となる者】

下記の全てに該当する者が対象です。

- (1) 本市に住民登録を行っている又は実績報告書の提出までに行う予定の個人。
- (2) 自ら居住又は居住する予定の住宅の敷地内において、居住の用に供する部分に使用するための対象設備を設置する者。
 - ※別棟の車庫や倉庫等で使用するための設備を設置するものは対象外です。
 - ※対象工事を行う住宅において申請者以外に所有者がいる場合は、補助事業の実施について承諾を受けてください。
- (3) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所（モデルハウス含む）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に対象設備の設置工事を発注し、補助事業を行う者。
 - ※申請者本人が市内事業者が発注し、元請負事業者が市内事業者であること。（領収書で確認を行います）
- (4) 市税の滞納がない者。
- (5) 交付決定を受けた後に対象設備の設置工事に着手するものであって、令和8年3月13日までに、実績報告書を提出する者。

3. 対象設備の要件と補助金額

対象設備を以下から選択し、それぞれの要件の全てを満たすこと。

対象設備	要件	補助金額
太陽光 発電設備	・発電した電気を自宅で自家消費し、余剰電力のみを買電するもの。 ・太陽光発電システムが一般財団法人電気安全環境研究所その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、その性能及び安全性に対する高い信頼性が実証されたものであること。 ・未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする） ・認定発電出力合計が 10kW 未満（家庭用）であること。	2万円/kW 上限 10万円 ※パネル公称最大容量合計 小数点2桁未満切捨て ※千円未満切捨て
定置用 蓄電池設備	・容易に持ち運べない、定置用のもの。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する、環境省「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象機器であること。 ・未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする） ・実績報告を行う日までに太陽光発電設備または燃料電池に接続すること。※接続される設備は新設・既設を問わない。	1万円/kWh 上限 10万円 ※蓄電容量 小数点2桁未満切捨て ※千円未満切捨て
V2H 充放電設備	・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」における V2H 充放電設備の補助対象機器であること。 ・未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする）	定額 10万円
燃料電池 (エネファーム)	・都市ガス又はLPガスから水素を製造し、大気中の酸素との化学反応により発電した電気の供給や、発電時の排熱を利用した給湯を主目的とし、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるもの。 ・一般社団法人燃料電池普及促進協会の登録機器であるもの。 ・未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする）	定額 5万円

4. 補助金交付申請に必要な書類

- ・申請に必要な部数は1部です。提出書類は返却できないため、予めコピーをお取りください。
- ・市から問い合わせをする場合があります。

【共通で提出するもの】

番号	必要な書類	チェック
1	補助金交付申請書 ※太陽光発電設備申請の場合はパネル容量合計が10kW未満かご確認ください。 10kWの場合は実績報告時に提出書類が追加になります。	☐
2	見積書の写し ・申請する設備の記載があるもの。 ・宛先が申請者であるもの。 ・見積もり作成者が市内企業であるもの。 ・消費税を除いた金額の記載があるもの（税別） ・本補助金に関する申請代行費用などの記載がないもの ※対象機器が交付要件を満たしているか再度ご確認ください。 （例：太陽光がJET等の第三者認証を取っているか、 蓄電池がZEH化等支援事業の補助対象機器であるか、 交付申請前に設備工事に着手しないか、など）	☐
3	納税証明書（新潟市制度用。令和7年度に発行されたもの） ※ご注意ください ・年度ごとの納税証明書ではなく、『新潟市制度用』です。 ・取扱い窓口は、市民税課、中央区を除く各区区民生活課、出張所です。 ※新築かつ市外から実績報告までに転入予定の方は除く。	☐
4	住宅の全景写真（カラー） ・現在住んでいることが確認できること。 ※これから新築する場合は不要です。実績報告時に提出してください。 ※低画質、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わないなど不鮮明な写真は提出書類として認められません。 ※申請時は全景写真のみで申請可能ですが、実績報告時に各設備の着手前写真が必要となりますので必ず忘れずに撮影をお願いします。まずはご相談ください。	☐
5	その他市長が必要と認める書類 ※審査に必要な書類を求める場合があります、その場合は個別に連絡します。	☐

次ページに続く

【店舗や事務所等の併用住宅の場合】 ※専用住宅の場合は不要です。

番号	必要な書類	チェック
1	居住部分と居住以外の部分が確認できる図面 (例 平面図及び面積表 など) ※居住部分と居住以外の部分の床面積が確認できること。 ※居住部分が住宅全体の半分以上の場合は補助を受けられません。	☐

次ページに続く

【設備によって提出するもの】

【太陽光発電設備】

番号	必要な書類	チェック
1	JIS に基づくパネル公称最大出力（合計）を確認できる書類 （例 割付図 + カタログのコピー） ・パネル1枚あたりの公称最大出力（kW）と、設置枚数が分かること ※パネル容量合計が10kW未満かご確認ください。10kWの場合は実績報告時に提出書類が追加になります。	☐

【定置用蓄電池】

番号	必要な書類	チェック
1	蓄電容量が確認できる書類 （例 カタログのコピー）	☐
2	一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する環境省のZEH化等支援事業の補助対象機器であることを確認できる書類 （例 当該事業のホームページの対象機器一覧の画面印刷） https://zehweb.jp/registration/battery/ ※パッケージ型番で登録している場合は、パッケージ型番が分かる書類も添付してください。	☐

【V2H充放電設備】

番号	必要な書類	チェック
1	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」におけるV2H充放電設備の補助対象機器であること。 （例 当該協会ホームページの指定機器一覧の画面印刷） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf	☐

【燃料電池（エネファーム）】

番号	必要な書類	チェック
1	一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けていることが確認できる書類 （例 当該協会ホームページの指定機器一覧の画面印刷） http://www.fca-enefarm.org/registration_list.html	☐

5. 実績報告に必要な書類

- ・報告に必要な部数は1部です。提出書類は返却できないため、予めコピーをお取りください。
市から問い合わせをする場合があります。

【共通で提出するもの】

番号	必要な書類	チェック
1	実績報告書	☐
2	工事の領収書のコピー （例 対象設備の設置工事に係る領収書、住宅の新築工事の領収書及び内訳明細書、工事代金受領に係る確認書類） ・発注者（＝申請者）に対して発行された領収書であること ・施工業者または新築工事の場合はハウスメーカー等が発行するもの ・発行者の名称、所在地（市内の住所）の記入があること ・新築等で分割払いした場合、竣工払い領収書の写しに竣工払い等と明記すること ・ただし書きや別紙で、設備の設置を含む領収書であることが確認できること ・対象設備の設置工事が含まれていることが確認できる工事代金受領に係る確認書類でも可 ・領収書の場合は、収入印紙が貼付けされ、消印があること（電子領収書除く） ・交付決定後に発行されていること ※「契約時金」など、工事前の支払いに合理的理由があることが明記された場合は除く ・ローン等の場合は、融資金代理受領通知等、上記に代わる書類	☐
3	対象設備が未使用品であることが確認できる書類 （例 保証書や納品書や出荷証明書の写し） ・設置した機器全てについて提出すること ・申請した型番が載っていること	☐
4	申請者アンケート	☐
5	口座振込先が正しいことがわかる通帳の写しや Web 画面の写し ・<u>口座名義（漢字及びカナ）、口座種別、口座番号、銀行名、支店名がわかる部分</u>	☐
6	その他市長が必要と認める書類 ※審査に必要な書類を求める場合があります、その場合は個別に連絡します。	☐

次ページに続く

【申請後に住宅を新築した場合や、設置後に当該住宅に引っ越した方のみ】

番号	必要な書類	チェック
1	住宅の全景写真（カラー写真） ※低画質、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わないなど不鮮明な写真は提出書類として認められません。	☐
2	住民表の写し（引越後に発行されたもの。コピー可） ・引越後の住民票の写しを提出してください。 その住宅に住んでいることを確認するためです。	☐

【申請内容から変更があった場合のみ】 ※申請時から変更がない場合は提出不要

番号	必要な書類	チェック
1	交付を受けた補助事業の変更内容が確認できる書類 （例 別記様式第1号のうち、内容を変更した部分及び変更後の添付書類） ※変更部分の工事前写真を撮り忘れてしまった場合は、その変更部分は補助の対象となりませんので、変更が生じた場合は変更部分の撮り忘れが無いよう、確実に工事前写真を撮影してください。 ※交付決定後に工事内容が変更された場合、補助金額の減額はあっても増額はされません。	☐

次ページに続く

【設備によって提出するもの】

【太陽光発電設備】

番号	必要な書類	チェック
1	設備の設置前後の写真 下記1～5全てを撮影してください。 1. 太陽光モジュールの設置前の屋根面 2. 太陽光モジュールの設置後の屋根面 3. パワーコンディショナーの設置前の壁面 4. パワーコンディショナーの設置後 5. パワーコンディショナーの銘板及び第三者認証が分かる写真 ※銘板や認証が読めない、欠けている写真は提出書類として認められません	☐
2	太陽光モジュールの公称最大出力（パネル合計）が確認できる書類 （例 型番が記載された納品書、出力が記載された電力受給契約書や出力対比表）	☐
3	パネル合計出力が10kW 超過の場合 東北電力ネットワーク（株）が発行した「系統連系に係る契約のご案内」又は 「電力受給契約確認書」で、認定設備容量が10kW 未満であることが分かる書類	☐

【定置用蓄電池】

番号	必要な書類	チェック
1	設備の設置前後の写真 下記1～3全てを撮影してください。 1. 機器の設置前 2. 機器の設置後 3. 機器の銘板 ※申請した型番が分かるようマーカーなどを付けること。 ※銘板が読めない写真は提出書類として認められません	☐
2	既存の太陽光発電設備・燃料電池に接続する場合 ※太陽光等や燃料電池を同時申請した場合は不要 住宅に太陽光発電設備や燃料電池が設置されていることが確認できる書類 （例 設置状況が分かる写真、売電明細の写し、保証書の写し、検針連絡票）	☐

【V2H充放電設備】

番号	必要な書類	チェック
1	設備の設置前後の写真 下記1～3全てを撮影してください。 1. 機器の設置前 2. 機器の設置後 3. 機器の銘板 ※申請した型番が分かるようマーカーなどを付けること。 ※銘板が読めない写真は提出書類として認められません	☐

【燃料電池（エネファーム）】

番号	必要な書類	チェック
1	設備の設置前後の写真 下記1～3全てを撮影してください。 ※発電ユニット、貯湯ユニットをそれぞれ撮影のこと 1. 機器の設置前 2. 機器の設置後 3. 機器の銘板 ※申請した型番が分かるようマーカーなどを付けること。 ※銘板が読めない写真は提出書類として認められません	☐

6. その他申請にあたっての注意事項

●申請の回数について

- ・本事業による補助金は、1つの対象設備に対し、1の住宅につき1度しか申請できません。
- ・異なる対象設備（例：太陽光と蓄電池）の申請は、複数回に分けての申請を受け付けます。ただし、予算が上限に達した場合は補助金が終了している場合があります。
- ・令和4～6年度に新潟市が実施した「再生可能エネルギー導入促進事業」や「再生可能エネルギー等導入促進事業」補助金の交付を受けた方も、対象設備が異なれば申請できます。（例：令和6年度は太陽光で交付済み、令和7年度は蓄電池を設置なら申請可能）

●他の補助金とのについて

- ・本事業による補助金は、国や他の自治体等による補助制度側が重複可能であれば、併用して受けることができます。

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得した設備は、要綱に定める耐用年数の期間中、適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・又は担保にすることはできません。
- ・補助事業者は、やむを得ず上記のような管理を行うことが困難となる場合には、相続人等（相続や売買等により対象設備の所有権を移譲された者）に引き続き管理させるよう努めてください。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定や関係法令に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消します。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●その他

- ・市で工事業者を紹介、あっ旋や工事の標準価格を示すことはできません。
- ・消費者トラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入り、太陽光パネルを設置した屋根からの落雪や燃料電池からの騒音の発生などによって近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法や設置する場所などを十分に検討し、紛争防止に努めてください。
- ・設置した設備は申請者の責任により適切に管理してください。

8. 写真撮影の例

●全景写真の例

	(既存住宅の場合) - 住宅であること、対象設備が設置されていないこと、交付決定前に着手していないことなどを確認します。 (新築住宅の場合の場合) - 新築住宅の場合、実績報告書提出時に住宅の全景の写真が必要です。 (新築住宅の全体写真には対象設備が写っていても構いません)
---	--

●着手前・着手後写真の例（太陽光パネル）

着手前	着手後
 	 
新築の場合に限り、設置前の写真は更地や工事中の写真でも構いません。	- 太陽光を設置する屋根面を撮影 - 下からでは見えない場合、足場などから撮影 - なるべく同じ場所は同じアングルで撮影 - すべてのパネルが写った写真を撮影 (写真が2枚以上になっても構いません) ※太陽光パネルの銘板は、パネルの裏側になるため撮影不要です。

● 着手前・着手後・銘板写真の例

着手前	着手後・銘板
	  ※パワコンは 第三者機関 の認証マ ークがわか る部分も撮 影
• パワーコンディショナー、蓄電池、V2H 充放電設備、燃料電池それぞれで着手前写真が必要です。 • 配管や架台や足場など、補助対象設備ではない部材等が写っていても構いません。 • 新築の場合は、設置前の基礎や壁面を撮影（新築の場合は更地や工事中的の写真でも受付けます）	• 各設備で着手後の写真及び銘板写真が必要 • 銘板は型番等が分かるように撮影（申請書のとおり各設備が設置されたか確認するため） • パワーコンディショナーは、第三者機関の認証マークが分かる写真（写真が 2 枚以上になっても構いません）

【申請書記載例】

別記様式第1号（第一面）（要綱第7条関係）

令和7年度

今年度の書式を使用

令和 年 月 日

窓口・郵送の場合、
日付は記入しない
(受領時に市が記入)

(宛先) 新潟市長

(申請者) 〒 950-2097
新潟市中央区学校町通1番地602番地1
住 所
ふりがな にいがた たろう
氏 名 新潟 太郎
電話番号 025-228-1000

現在の住所、氏名等
(決定通知など郵送のため、号室まで記入) →

住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、次のとおり 製品型番が、ZEH対象機器等の登録機器と違う場合は
登録機器名も記載すること

対象設備とその情報

対象設備 (該当設備に✓)	メーカー名	製品型番 (登録型番と製品型番が違う場合は、登録型番も併記のこと)
☒ 太陽光 発電設備	※パネルメーカー シャープ(株)	NU-xxxx
☒ 定置用 蓄電池	シャープ(株)	※製品型番及びZEHの登録型番 JH-xxxx JH-yyyy
☐ V2H 充放電設備		
☒ 燃料電池 (エネファーム)	※燃料電池ユニット パナソニック(株)	FC-xxxx

補助金申請額（該当する項目に記入ください）

項目	出力	補助率	補助金額
太陽光	8.28 kW パネル合計10kW未満 少数点第2位未満切捨	×2万円/kW	100,000円 千円未満切捨 上限10万円
蓄電池	7.04 kWh 少数点第2位未満切捨	×1万円/kWh	70,000円 千円未満切捨 上限10万円
V2H	定額 10万円		00,000円
燃料電池	定額 5万円		50,000円
補助金額 合計			220,000円

別記様式第1号（第二面）（第7条関係）

令和7年度

申請者・住宅の情報を記入ください。

設置場所	新潟市 中央区 古町通7-1010		
居住の種別	☐ 居住	☒ 居住予定	
住宅の種別	☒ 専用住宅	☐ 併用住宅・併用住戸 ※延べ床面積の過半が居住の用に供しているものに限り	
新既の別	☒ 新築住宅	☐ 既存住宅	
着手予定年月日	R7 年 1 月 1 日 ※補助対象設備の工事着手予定日を記入 交付決定後であること		
報告予定年月日	R8 年 2 月 1 日 ※実績報告提出予定日を記入 実績報告期限までに提出必須		
申請等事務手続きを代行者に委任する場合は以下もご記入ください。 ※申請者と契約した施工者が、市内事業者であること。			
手続代行者	住所所在地	〒 - 950-2097 新潟市西区寺尾東3-14-41	
	会社名	新潟再生エネルギー(株)	
	ふりがな担当者名	たいよう てるみ 太陽 輝美	電話番号 025-268-1000 Eメール taiyoterumi@xxxx

補助申請に関する確認事項

下記項目にチェック✓を記入してください。✓できない場合は、補助対象要件とならないため交付希望を受け付けできません。

確認項目	確認欄
要綱に定める事項及び関係法令を遵守します。	☒
補助対象工事は市内事業者が施工します。	☒
設置する住宅に、過去に本補助金の交付を受けた同種設備はありません。	☒
工事完了後速やかに実績報告書を提出します。	☒

この他必要な添付書類は
「補助金申請の手引き」p4～p6参照

【実績報告書記載例】

別記様式第5号（要綱第11条関係）

令和7年度

今年度の書式を使用

令和 年 月 日 日付は記入しない（受領時に市が記入）

（宛先）新潟市長

（申請者）

〒

950-2097

住 所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

ふりがな

にいがた たろう

氏 名

新潟 太郎

電話番号

025-228-1000

現在の住所、氏名等
（決定通知など郵送のため、号室まで記入）→

新築等で引越した場合は
新しい引越後の住所を記入

住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業

実績報告書

交付決定通知書に記載の日付、番号、金額を記入

令和7年11月1日付第 20001 号で交付決定のあった標記補助金につ

いて、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

項 目										
交 付 決 定 額		2	2	0	0	0	0	円	交付決定通知書に記載の額	
補助対象設備	☒ 太陽光発電設備 ☒ 定置用蓄電池 ☐ V2H充放電設備 ☒ 燃料電池（エネファーム）									
交 付 算 定 額		2	2	0	0	0	0	円	変更があった場合は、変更後の設備 変更していない場合は、交付決定額と同じ金額 交付決定額または変更後の補助金額のいずれか小さい額 ※変更がある場合は申請書該当箇所を添付	
着 手 年 月 日	令和 R7 年 11 月 11 日							交付決定日以降の設置工事に着手した日		
完 了 年 月 日	令和 R8 年 2 月 2 日							設置工事完了日または支払完了（領収）日のいずれか遅い日		

補助対象設備に✓（変更を行った場合は、変更後の対象設備）

変更がある場合は変更申請書及び
変更した添付書類をつけること

補助金の交付先 （振込先）	金融機関名	環境政策		☒ 銀行 ☐ 信用組合 ☐ 信用金庫 ☐ ()		本店	支店						
	預金種類	☒ 普通 ☐ 当座		第	1	2	3	4	5	6	7	号	
	口座番号	※右詰めで記入してください。											
	フリガナ	ニイガタ タロウ											
	名義人	新潟 太郎											

振込先は、申請者名の口座

※申請者以外の口座に振込み希望の場合は
委任状兼口座振替申込書が必要

※振込先の名義人は原則として、申請者と同一としてください。

この他必要な添付書類は
「補助金申請の手引き」p7～p10参照

【領収書記載例】

5 収入 印紙	領 収 書	1 令和7年12月10日
2 新潟 太郎 様		
3 ¥ ●,●●,●●● (税抜金額 ●,●●●,●●●●円) 但し、太陽光発電設備、定置用蓄電池、燃料電池設置工事費として 上記正に領収いたしました。		
4 新潟県新潟市西区寺尾東3丁目14-41 電話／025-268- 1000 新潟再生エネルギー株式会社		

- ・コピーをご提出ください。
- ・領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

1 年月日

領収書の発行日（工事代金の領収日）が記載（原則として交付決定通知日以後）されていること

2 宛名

発注者（＝申請者）宛になっていること（連名となっても良い）

3 金額及び支払い内容

当該対象設備の設置工事に係る費用であることが確認できること

住宅の新築工事など、対象設備の設置工事に係る費用である旨を記載できない場合は、別途内訳が分かるものを提出するか、竣工払いであることを付記すること。

4 発行者

発行者の押印（社印又は代表者印）があること

新潟市内の所在地であること

※本店の所在地など市外の所在地のみ記載の場合、原本に手書きで市内店舗の住所を記載し、その写しを提出

5 収入印紙

消印が押してあること（電子領収書は印紙・押印省略可能）

印刷ボタン

市民税・納税 関係証明交付申請書

(宛先) 新潟市長

年 月 日

1 窓口に来られた人（申請人）

◎ 窓口に来られた 個人 の住所・氏名等を記入し、運転免許証・健康保険証等の本人確認書類をご提示ください。

申請人	住所	新潟市西区寺尾東3-14-41		
	フリガナ氏名	たいよう てるみ 太陽 輝美		
	生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☒ 平成	x 年	x 月 x 日生
	電話番号	(025) 268 - 1000		

※亡くなられた方の証明書は、法定相続人の請求以外に発行することはできませんので、申請人の本人確認書類のほかに次の二点を確認できる書類が必要になります。①亡くなられた方の死亡年月日の確認できる戸籍（除籍）謄本又は抄本
②亡くなられた方との続柄を確認できる戸籍謄本又は抄本

2 どなたのどの証明書が必要ですか(納税義務者等)

本人及び同一世帯の親族以外の場合、委任状必要

納税義務者等	☐ 本人	個人の場合	住所	新潟市中央区学校町通1番町602番地1		
	☐ 同一世帯の親族		フリガナ氏名	にいがた たろう 新沼 太郎		
	☐ 被相続人(亡くなられた人)	法人の場合	生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☒ 平成	y 年	y 月 y 日生
	☒ その他「委任状」が必要です。		所在地	法人名及び代表者名	代表者印	
必要な証明書	11 市・県民税課税(所得)証明書 件 31 納税証明書					
	年度課税(年分所得)		☐ 市・県民税	年度	件	
	☐ 児童手当用		☐ 法人市民税	年度	件	
	☐ その他 ⇒ ☐ 控除額なし希望		(事業年度 . . . ~ . . .)			
	12 営業(所在地)証明書(委任状不要) 件		☐ 固定資産税	年度	件	
	33 軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用) 件		☐ 軽自動車税(種別割)	年度	件	
			☒ 新潟市制度用	1 件		
	車両番号 新潟		☐ 新潟市入札用	年度	件	

申請者本人確認		添付書類確認	処 理	件 数	証明書発行No.
1	通帳	キャッシュカード	委任状	金 額	
2	4	診察券	車検証		
3		クレジットカード	領収書		
本人	職員	課			

委任状

(宛先) 新潟市長

年 月 日

私は、次の者を代理人と定め、証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。

代理人	住所	新潟市西区寺尾東3-14-41		
	氏名	太陽 輝美	代理人の本人確認書類(運転免許証など)も必要	
	生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☒ 平成	x 年	x 月 x 日

◎ 交付申請及び受領の権限を委任する証明書

(評価証明書及び公課証明書については裏面の物件の所在地番等を記入してください。)

11 市・県民税課税(所得)証明書 件	31 納税証明書
年度課税(年分所得)	☐ 市・県民税 年度 件
☐ 児童手当用	☐ 法人市民税 年度 件
☐ その他 ⇒ ☐ 控除額無し希望	(事業年度 . . . ~ . . .)
21 評価証明書 件	☐ 固定資産税 年度 件
22 公課証明書 件	☐ 軽自動車税(種別割) 年度 件
23 資産証明書 件	☒ 新潟市制度用 1 件
25 住宅用家屋証明書 件	☐ 新潟市入札用 件
26 その他(無資産・登載・) 件	☐ その他() 件
27 名寄帳(土地・家屋・償却資産) 件	32 登記用固定資産税 件
	33 軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用) 件

委任者

住所	新潟市中央区学校町通1番町602番地1		
氏名又は名称	新沼 太郎		
生年月日	明治・大正・昭和・平成	y 年	y 月 y 日
電話番号	(025) 228-1000		

※スタンプ印以外を押印してください。
※法人等の場合は、代表者印を押印してください。

※この書面は、委任する人が記入してください。委任者の自署がない場合は、委任者の押印が必要

発行窓口：市民税課、中央区を除く各区区民生活課、出張所

※1か月以内に納税(口座振替含む)をした方は、納税したことが確認できない場合があります。納税したことが確認できる領収書または口座振替された通帳の写しを窓口にお持ちください。

納 税 証 明 書

納 税 義 務 者	氏 名 ま た は 法 人 名 (自営の場合は氏名)	新潟 太郎
	住 所 (所 在 地)	新潟市中央区学校町通1番町602番地1

証 明 事 項	市税に未納はありません。 「市税に未納はありません。」と記載されていること。 未納がある場合は補助金を交付できません。	(備考) ただし、現時点で課税の有無を問わず次の税目において確認したもの。 (共有資産分を除く) (個人) 市・県民税 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 国民健康保険税 事業所税 (法人) 法人市民税 事業所税 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 特別土地保有税 市・県民税特別徴収者分
---------	---	---

新市税 (税証) 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和7年9月1日

今年度発行のもの

新潟市長



【パネルが10kWの場合の追加書類の例
(参考) 系統連系に係る契約のご案内】

※パネル合計容量が10kWの場合提出が必要です。

営業所 受付No.
発行日 平成 年 月 日

様

《差出人》

東北電力株式会社

TEL
FAX

系統連系に係る契約のご案内

毎度お引立ていただきありがとうございます。
さて、系統連系技術要件ガイドライン等にもとづき検討した結果を下記のとおりお知らせいたします。
つきましては、系統連系および電力売電の受給契約締結に向けた諸準備を進めてくださいますようお願いいたします。

記 発電者名義が申請者、
受給地点が設置場所住所と同一であること（住居表示でなく地番でも可）

技術検討結果		連系可能		
お申込み内容	発電者名義	新潟 太郎	申込受付年月日	
	受給地点 (発電設備設置場所住所)	新潟市中央区学校町通1番町602番地1		
	発電設備の種類			
	連系・受給(売電) 開始希望日	※左記の希望日は正式決定ではありませんので、重要事項のとおり当社へご連絡ください。		
	接続契約締結日	10kW未満であることが分かること 申請書のパネル容量と一致すること		
	配線方法		発電設備出力	10.0 k W
	最大受電電力	8.0 k W	インバータ出力	
	インバータ型式	No. 1		
工事費負担金				
工事費負担金の支払期限日				
外線工事会社		設計書番号		

- 【重要事項】
- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」）第9条第3項にもとづく認定を受けた場合は、すみやかに認定の通知を当社へご提出願います。
 - お客さまのご準備が整いましたら、原則として連系予定日の1週間前までに、別紙「●●発電設備の系統連系開始について」をご提出願います。
 - 別紙のご提出をもって当社は特定契約締結に向けた対応を進めることができます。万一、ご提出がない場合は、契約締結に支障をきたしますので、速やかにご提出願います。
 - 以下のいずれかに該当することを当社が判断した場合には、本接続契約を解除させていただく場合がございますのでご留意願います。
 - 再エネ特措法第9条第3項にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
 - 特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定（再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます）を取得しない場合
 - 再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当した場合
 - 発電設備の系統連系に伴う工事費負担金を上記に定める支払期限日までに支払わなかった場合
 - 当社が、本発電設備の出力の抑制を行なうために必要な機器の設置、費用の負担およびその他必要な措置を講じていただくことを求めたにもかかわらず、お客さまがそれに応じない場合

以 上

(添付資料)
●●発電設備の系統連系開始について …… 別紙